

# 解体業・破産業変更届出書添付書類一覧

以下の項目 1 から 11 までの内容について変更があった場合は、変更後 30 日以内に変更届出書が必要となります。

なお、変更届出書を提出する際は、以下の変更内容に関わらず、法第 62 条第 1 項第 2 号イから又までのいずれにも該当しない旨の『誓約書』の添付が必要です。

《届出に当たって》

- 1 窓口は岡崎市役所福祉会館 5 階です。
- 2 届出に必要な部数は、正本（提出用）と副本（申請者控え）として 2 部必要となります。  
なお、副本については、コピーで差支えありません。
- 3 住民票・登記事項証明書などの公的機関から発行された証明書は、原本かつ発行日から 3ヶ月以内のものを添付してください。
- 4 届出書等の日付は、窓口で書類を受理する際に記載していただきます。

令和 3 年 2 月 16 日更新

項目	内 容	添 付 書 類
1	氏名又は名称及び住所の変更（ 3 ）	<b>法人</b> 定款又は寄附行為（ 1 ） 登記事項証明書（履歴事項全部証明書など）
		<b>個人</b> 住民票の写し（ 2 ） 申立書
2	代表者の変更（ 4 ）	<b>法人</b> 定款又は寄附行為（ 1 ） 登記事項証明書（履歴事項全部証明書など）
3	役員の変更（ 5 ）	<b>法人</b> 住民票の写し（ 2 ） 申立書 記事項証明書（履歴事項全部証明書など）
4	申請者が未成年の場合において、その法定代理人（ <b>個人</b> ）の氏名及び住所の変更（ 3 ）	変更に係る法定代理人（ <u>個人</u> ）の住民票の写し（ 2 ） 申立書
5	申請者が未成年の場合において、その法定代理人（ <b>法人</b> ）の名称及び住所（ 3 ）並びに代表者の変更（ 4 ）	<b>個人</b> 変更に係る法定代理人（ <u>法人</u> ）の定款又は寄附行為（ 1 ） 登記事項証明書（履歴事項全部証明書など）
	申請者が未成年の場合において、その法定代理人（ <b>法人</b> ）の役員の変更（ 5 ）	変更に係る役員の住民票の写し 申立書

6	発行済み株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資者の変更	法人	変更に係る株主の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類 法人の登記事項証明書
		個人	変更に係る出資者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資した金額を記載した書類 住民票の写し( 2 ) 申立書
7	令第5条に規定する使用人の変更		変更に係る使用人の住民票の写し( 2 ) 申立書
8	事業所の名称及び所在地の変更		変更に係る施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設の付近の見取図 変更に係る施設の所有権を有することを証する書類( 売買契約書及び領収証の写しなど ) 所有権を有しない場合には、使用する権原を有することを証する書類( 賃貸借契約書の写しなど )
9	標準作業書の記載事項の変更		標準作業書( 変更箇所のみのもでも可 )
10	事業の用に供する施設の概要の変更		施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設の付近の見取図 施設の所有権を有することを証する書類( 売買契約書及び領収証の写しなど ) 所有権を有しない場合には、使用する権原を有することを証する書類( 賃貸借契約書の写しなど )
11	解体業・破砕業を行おうとする場所以外で使用済及び解体自動車の積替え又は保管を行う場合の所在地の変更		変更場所に関する次に掲げる事項に関する書類 所在地( 付近の見取図 ) 面積( 保管場所の寸法が記入されている図面 ) 保管量の上限( 根拠となる図面及び算定式等 )

1 原本と相違ない旨を記入し、原本証明をしてください。

2 **本籍の記載のあるものに限る。**外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する**国籍等の記載のあるもの**に限る。

3 市町村合併等による住所表示の変更を含む。

4 代表者本人の役職若しくは氏名の変更を含む。

5 その個人の氏名又は住所が変更になった場合を含む。ただし、個人の本籍の変更は含まない。

注) 平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止されたことにより、申請者等が外国人の場合の添付書類に関して、「外国人登録証明書の写しの添付」が「国籍等の記載のある住民票の写しの添付」に変更されていますのでご注意願います。